別添　４

煙火消費に係る関係機関等の手続き

　立入禁止区域への立入禁止措置を確実に実施するためには、立入禁止区域に存する主催者以外の第三者が所有する土地、道路、水域等について、事前にその関係機関等からの煙火消費に係る承諾等を得ておく必要があります。このことから、以下の内容に該当する場合は、別途申請等を必要とする場合がありますので、関係機関等に問い合わせの上、必要に応じて手続きをとってください。（これ以外にも調整が必要な場合があります。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 手続きの種類 | 手続先 | 手続状況 |
| 道路を占用する場合 | 道路使用許可申請  ※道路交通法第77条第1項関係 | 管轄の警察署 |  |
| 道路占用許可申請  ※道路法第32条関係 | 道路を管理する国、県又は市の担当窓口 |  |
| 河川敷等を占用する場合 | 占用許可申請  ※河川法第24条関係 | 河川区域を管理する国、県又は市の担当窓口 |  |
| 港湾施設を占用する場合  水域(公共空地)を占用する場合 | 港湾施設の使用許可申請  水域(公共空地)の占用許可申請  ※港湾法第37条関係 | 水域･港湾施設を管理する県又は市の担当窓口 |  |
| 漁港施設を占用する場合 | 占用･使用許可申請 | 漁港施設を管理する漁港事務所 |  |
| 打揚場所が航空機飛行に影響のある地域の場合 | 航空法第99条の2に基づく許可申請･届出 | 美保基地 |  |
| 海域を占用する場合 | 港則法、海上交通安全法に基づく許可申請･届出 | 境海上保安庁 |  |
| 公園を占有する場合 | 公園内行為許可申請  公園占用許可申請 | 公園を管理する県又は市の担当窓口 |  |
| 主催者でない第三者が所有する土地を占有する場合 | 承諾書 | 土地の所有者等 |  |
|  |  |  |  |

備考　１　手続が必要ない場合は、手続状況欄に「該当なし」と記載してください。

　　　２　許可証又は承諾書等の写しを添付してください。なお、手続が完了していないものについては、後日提出してください。